

# 青森県報

号外第九十三号

平成二十八年  
十一月二十八日  
(月曜日)

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

- 一 家畜の種類  
鶏、あひる、うづら、きじ、だちょう、ほろぼる鳥及び七面鳥
- 二 指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域

## 1 移動の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝮、大字蓬田字汐越

## 2 移出の禁止区域

青森市大字飛鳥字岸田、字塩越、字福浦、字山田、大字内真部字岸田、字平岡、字山下、大字奥内字川合、字平塚、字富田、大字小橋字千鳥、字福田、大字清水字生田、字川瀬、字成見、字浜元、大字瀬戸子字磯田、字神田、大字西田沢字沖津、字山辺、大字左堰字大科、字野田、大字前田字中野、字湯の沢五所川原市金木町大字川倉、大字喜良市

東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田、大字瀬辺地字田浦、字山田、字瀬辺地山、大字広瀬字坂元、字高根、字滝沢、大字蓬田字宮本東津軽郡外ヶ浜町字上蟹田、字蟹田、字蟹田丑ヶ沢、字蟹田内黒山、字蟹田姥ヶ沢、字蟹田外黒山、字蟹田高銅屋、字蟹田田ノ沢

## 3 移入の禁止区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝮、大字蓬田字汐越

家畜伝染病の発生	(畜産課)	一
家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定	( 同 )	一
家畜伝染病のまん延を防止する規制	( 同 )	一

青森県告示第七百三十七号  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第十三条第一項の規定により  
家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

病家の畜伝 類	種家畜 類の 別	患畜、 疑似 患畜 の 別似	頭数	発生の場所又は区域	年発 月 日生
ル鳥高病原性 エイソンザフ	あひる	患畜、 疑似 患畜			
	十	青森市	平成 二・一・六		

青森県告示第七百三十八号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止

規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十八年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制の区域

青森市大字後潟字後潟山、字大原、字平野、大字小橋字伊沢、字田川、大字四戸橋字磯部、字富田、大字六枚橋字不浪知、字山越、字六枚橋山、字磯打東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干、大字中沢字池田、字浪返、大字長科字浦田、字川瀬、字鶴蝮、大字蓬田字汐越

二 規制の期間

平成二十八年十一月二十八日付け青森県告示第七百三十八号により指定家畜等の移動、移出及び移入の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろぼろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うことの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

(発行所 青森市 島 一 丁人) 森目 一番 県号	(印刷所 青森市 東 奥 印 刷 株 式 会 社)	毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭		